

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第1回）会議録

- 1 開催日時
平成28年2月8日（月）
開会 午前9時
閉会 午前9時25分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題
第1号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
第2号議案 投票立会人の選任について
第3号議案 選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について
第4号議案 政治活動用ポスター証紙の地紋の決定について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第1回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、平成28年2月28日執行の尾張旭市長選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を次の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は、全員市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者も市の職員を充ててございます</p> <p>第1号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第1号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第1号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第1号議案は可決されました。 続きまして、第2号議案「投票立会人の選任について」、事務局から説明願います。
事務局	<p>第2号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、次の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の交代制として午後1時30分に交代することとしておりますので、全部で84名の方に投票の立会いをお願いすることになります。</p> <p>第2号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 2 号議案は可決されました。 続きまして、第 3 号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」、事務局から説明願います。
事務局	では第 3 号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 1 4 2 条第 7 項の規定により、選挙運動のために使用するビラには当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、証紙をはらなければ頒布できないとされており、また尾張旭市公職選挙管理規程により、地紋は選挙の都度、選挙管理委員会で定めることとされております。このため選挙運動用ビラ証紙の地紋を下図のとおり、色を青色に定めようとするものでございます。

	第3号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第3号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員長	証紙ができていれば見たいのですが、ありますか。
事務局	こちらで決定してから作成いたしますので、証紙はございません。
委員長	他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第3号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第3号議案は可決されました。 続きまして、第4号議案「政治活動用ポスター証紙の地紋の決定について」、事務局から説明願います。
事務局	それでは第4号議案「政治活動用ポスター証紙の地紋の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第201条の11第4項の規定により、確認団体の政治活動用ポスターは、市長の選挙

	<p>について市の選挙管理委員会が定めるところにより検印を受けるか、選管が交付する証紙を貼らなければ掲示することができないとなっております。また尾張旭市公職選挙管理規程で、選挙管理委員会が交付する証紙についての様式が規定されており、地紋は選挙の都度選挙管理委員会で定めることとされております。</p> <p>従いまして今回の尾張旭市長選挙における政治活動用ポスター証紙の地紋を、下図のとおり定め、地紋の色を緑色と定めようとするものでございます。</p> <p>第4号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第4号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	こちらの証紙は、1団体あたり何枚配るのですか。
事務局	1,000枚です。
委員	選挙運動用ビラ証紙と政治活動用ポスター証紙の大きさは違うのですか。
事務局	ビラとポスターは大きさが異なりますので、証紙の大きさも異なります。
委員長	他にご質問等ないようですので、第4号議案に賛成の方は挙

	手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第4号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 平成28年度選挙管理委員会予定 ○ 次回日程確認 選挙時登録前に1回開催⇒日程調整
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。